

八尾市建設工事検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は別に定めるもののほか、八尾市財務規則（昭和39年規則第33号。以下「財務規則」という。）の規定に基づき、八尾市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の審査及び検査（以下「検査等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施に資するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 審査とは、工事の安全性、経済性及び合理性並びに他の工事との整合性その他について、技術的妥当性を検討することをいう。
- (2) 検査とは、工事の受注者の契約の履行を確認することをいう。
- (3) 出来高検査とは、工事請負契約約款第38条（部分払）、第46条（発注者の任意解除権）、第47条（発注者の催告による解除権）、第48条（発注者の催告によらない解除権）、第48条の2（暴力団排除における発注者の催告によらない解除権）及び第54条（解除に伴う措置）の規定に基づき行う出来高部分の検査をいう。
- (4) 部分完成検査とは、工事請負契約約款第39条（部分引渡し）の規定に基づき行う当該指定部分検査をいう。
- (5) 随時検査とは、工事の施工途中において、随時検査実施基準（別表3）に基づいて行う中間検査をいう。
- (6) 完成検査とは、受注者の契約履行の確認を行う検査をいう。
- (7) 工事主管課長とは、工事の請負契約の施行を主管する課等の長をいう。
- (8) 監督員とは、財務規則第125条第1項に規定する職員をいう。
- (9) 設計図書とは、仕様書、設計書、図面、補足説明書及び質問回答書をいう。
- (10) 契約図書とは、工事請負契約書及び設計図書をいう。
- (11) 現場代理人等とは、現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者をいう。

(検査職員)

第3条 財務規則第125条第2項に規定する職員は総務部契約検査課（以下「契約検査課」という。）の長及び係長若しくはこれらに準ずる職員とする。

(検査等の実施区分)

第4条 検査職員は、次の各号に定めるものについて検査する。

- (1) 請負金額が建築工事関連（電気・機械・小規模工事を含む）及び土木工事関連500万円以上の工事。ただし、別表1の各号に掲げる工事については、検査を省略することができる。

(2) その他契約検査課長が必要と認めた工事。

2 前項各号に掲げる以外の工事の検査については、工事主管課長が行うものとする。

(設計審査)

第5条 検査職員は、次の各号に掲げるものについて設計審査する。

(1) 設計金額が 500 万円以上の工事。ただし、別表2の各号に掲げる工事については、審査を省略することができる。

(2) その他契約検査課長が必要と認めた工事。

2 前項の設計審査とは、工事の履行の適正を図るため、設計の内容について次の各号により審査を行うことをいう。

(1) 事前調査 地下埋設物等障害物の状況について調査がされていること。

(2) 地元調整 地元の要望、用地関係等が調整されていること。

(3) 設計図書 積算の根拠及び統一性が適切であること。

(4) 工程表 工期又は履行期間は、適切な根拠に基づいたものであること。

(5) 仕様書 工事の仕様は、事業の性質及び目的に対応した共通仕様書において定め、さらに必要な場合は、特記仕様書等の書面により定められていること。

3 契約検査課長は、前2項の設計審査が完了したときは、設計審査完了通知書を工事主管課長に送付するものとする。

(検査の内容)

第6条 検査は、契約図書に定める工事目的物の出来形、出来ばえ、品質及び工事の実施状況について、別に定める建設工事検査技術基準に基づき適否の判断を行うものとする。

(検査等の依頼の手続き)

第7条 工事主管課長は、検査等を受けようとするときは、各依頼書に関係書類を添えて契約検査課長に依頼しなければならない。

(1) (当初・変更) 設計審査依頼書(様式-1)

(2) 工事検査依頼書(完成・出来高・部分完成・随時)(様式-2)

2 工事主管課長は、前項に規定する完成検査について、工事検査依頼書に評定結果を記入した工事成績評定書(様式-3)を添えて依頼しなければならない。

3 契約検査課長は、工事検査の依頼を受けたときは、検査の日時その他必要な事項を工事主管課長に速やかに通知し、実施しなければならない。

(検査職員の権限)

第8条 検査職員は、検査にあたり必要があると認めるときは、検査目的物の一部を破壊又はその他の措置を要求することができる。

2 検査職員は、現場代理人等に対して工事に関する書類の提出又は説明を求めることができる。

(検査の立会い)

第9条 検査に際しては、原則として、監督員及び現場代理人等の立会いのうえ検査を行わなければならない。ただし、検査職員が認めるときはその限りではない。

(検査の中止)

第10条 検査職員は、検査に際し現場代理人等が検査職員の指示に従わない時又は検査の執行を妨害したときは、検査を中止して契約検査課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(手直しの指示等)

第11条 契約検査課長は、工事の検査結果が契約図書の内容に適合しないものであると認めたときは、期限を定めて手直しをするよう工事主管課長に通知しなければならない。

2 前項の規定による工事主管課長への指示は、手直し工事指示書(様式-4)により行うものとする。

3 工事主管課長は、手直し工事が完了したときは、手直し工事完了報告書(様式-5)を提出しなければならない。

4 契約検査課長は、前項の規定による手直し工事完了報告書の提出があったときは、再度対象工事の検査を行うものとする。ただし、軽微な手直し等については、手直し工事完了報告書又はその他の方法をもって再検査にかえることができる。

(工事成績の評定)

第12条 検査職員は、完成検査の結果、契約図書の内容に適合したものであることを確認したときは第7条第2項の規定により提出された工事成績評定書に評定結果を記入して、契約検査課長に報告しなければならない。

(検査結果の報告)

第13条 契約検査課長は、工事検査の結果が契約図書の内容に適合したものであると認めたときは、次の各号に掲げる検査調書等のうち該当するものを作成し、市長に報告しなければならない。

(1) 出来高検査にあつては工事出来高検査調書(様式-6)

(2) 部分完成検査にあつては工事部分完成検査報告書(様式-7)

(3) 完成検査にあつては工事完成検査調書(様式-8) 工事成績報告書(様式-9)

2 契約検査課長は、前項に規定する調書等を工事主管課長に送付するものとする。

(随時検査の報告)

第14条 契約検査課長は、工事の随時検査の結果、必要と認めた事項について工事指示書(様式-10)により工事主管課長に指示することができる。ただし、軽微な事項については、口頭で指示することができる。

(検査結果の通知)

第 15 条 市長は、受注者に対して、次の各号に掲げる検査の結果を示した通知書を速やかに交付する。

- (1) 出来高検査にあつては工事出来高検査結果通知書（様式－11）
- (2) 部分完成検査にあつては工事部分完成検査結果通知書（様式－12）
- (3) 完成検査にあつては工事完成検査結果通知書並びに工事成績評定通知書（様式－13）

(検査等の委託)

第 16 条 市長は、必要と認めるときは、検査等を市職員以外の者に委託することができる。

(工事成績評定書等の保存)

第 17 条 検査職員は、検査した工事について、工事成績評定書等を翌年度から 10 年保存する。

(工事主管課長の実施する検査)

第 18 条 第 4 条第 2 項に規定する工事主管課長の実施する検査については、契約検査課長が実施する検査に準じて行うものとする。この場合において、第 3 条中「契約検査課」とあるのは「工事主管課」と読み替える。

- 2 工事主管課長は、工事の完成検査を行ったときは、速やかに工事完成検査調書（様式－8）及び工事成績報告書（様式－9）を作成し、市長に報告しなければならない。
- 3 工事主管課長は、前項に規定する工事成績報告書を契約検査課長に送付するものとする。

(工事主管課長の実施する検査結果の通知)

第 19 条 市長は、受注者に対して、次の各号に掲げる検査の結果を示した通知書を速やかに交付する。

- (1) 出来高検査にあつては工事出来高検査結果通知書（様式－11）
- (2) 部分完成検査にあつては工事部分完成検査結果通知書（様式－12）
- (3) 完成検査にあつては工事完成検査結果通知書並びに工事成績評定通知書（様式－13）
若しくは工事完成検査結果通知書（様式－14）

(補則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか検査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

1. この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

2. この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

3. この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

4. この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

5. この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

6. この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

7. この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

8. この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

9. この要綱は、令和 6 年 10 月 7 日から施行する。

別表 1

契約検査課の検査を省略することができる工事

1	仮設工事、浚渫工事及び薬液注入工事等確認が不可能な部分
2	特殊機械器具の構造及び性能に関する部分
3	災害応急復旧に関するもの
4	国宝、文化財、史跡名勝記念物等の特殊なもの
5	ガス供給管及びその付属保安装置等に関するもの
6	その他契約検査課長が認めたもの

別表 2

契約検査課の設計審査を省略することができる工事

1	国又は府の補助事業で、設計及び積算の審査又は指導を受けたもの
2	特殊機械器具に関するもの
3	公園遊具等の補修に関するもの
4	災害応急復旧に関するもの
5	国宝、文化財、史跡名勝記念物等の特殊なもの
6	ガス設備に関するもの
7	清掃又は維持保守管理に関するもの
8	その他契約検査課長が認めたもの

別表 3

随時検査実施基準

実 施 基 準	運 用 基 準
1 完成検査時に水中又は土中に没し明視できない当該工事の主構造物	水中又は土中に没する前
2 完成検査時に躯体に没し、明視できない当該工事の主たる構造物	躯体に没する前（配筋完了コンクリート打設前）
3 天井、壁等仕上げ材に隠蔽される箇所の当該工事の主たる工作物	隠蔽される前
4 高所又は低所の施工箇所で完成検査時に確認困難なもの	足場撤去前
5 完成前に工事目的物の全部又は一部を使用するもの	工事請負契約約款第 34 条の部分使用をする前
6 特殊又は重要な工作物で確認が必要であると思われるもの（工場検査を含む）	契約検査課長が必要と認めるもの
7 その他	契約検査課長が必要と認めるもの
備考 やむを得ない事情により、上記検査が実施できない場合は、工事写真検査によることができる。	

様式－ 1

年 月 日

(あて先) 契約検査課長

工事主管課長

設計審査依頼書

下記の工事について、八尾市建設工事検査要綱第7条第1項第1号の規定により設計審査を依頼します。

発注年度	年度	設計書種別	☐ 当初設計	☐ 変更設計
------	----	-------	-------------------------------	-------------------------------

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 業 種	
予 定 工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
設 計 担 当 者	

※記入不要

受 付	年 月 日	N o .
-----	-------	-------

様式－ 2

年 月 日

(あて先) 契約検査課長

工事主管課長

工事検査依頼書

下記の工事について、八尾市建設工事検査要綱第 7 条第 1 項第 2 号の規定により
検査を依頼します。

検 査 種 別	・ 完成 ・ 出来高 (部分払・解除) ・ 部分完成 ・ 随時
工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者	
請 負 金 額	¥
契 約 工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
主 管 課 確 認 日	年 月 日
工事完成通知書 受 理 年 月 日	年 月 日
監 督 員	主任監督職員
	監 督 職 員
検 査 希 望 日	年 月 日

工事成績評定書

工事主管課 ()

工 事 名						現 場 代 理 人													
						主 任 技 術 者													
受 注 者						監 理 技 術 者													
						監 理 技 術 者 補 佐													
請 負 金 額	円		業 種							主任技術者(構成員)									
契 約 工 期	年 月 日		～		年 月 日		監 督 職 員												
主 管 課 確 認 日	年 月 日		手 直 し 指 示 日		年 月 日		主 任 監 督 職 員												
工 事 完 成 通 知 日	年 月 日		手 直 し 完 了 報 告 日		年 月 日		検 査 職 員												
完 成 検 査 日	年 月 日		再 検 査 日		年 月 日														
評 定 項 目		評 定 区 分																	
		工事主管課(監督員)										契約検査課							
		監督職員					主任監督職員					検査職員							
		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e			
1 施工体制	I 施工体制一般	1	0.5	0	-5	-10													
	II 配置技術者	3	1.5	0	-5	-10													
2 施工状況	I 施工管理	4	2	0	-5	-10						5	2.5	0	-7.5	-15			
	II 工程管理	4	2	0	-5	-10	2	1	0	-7.5	-15								
	III 安全対策	5	2.5	0	-5	-10	3	1.5	0	-7.5	-15								
	IV 対外関係	2	1	0	-2.5	-5													
3 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	4	2	0	-2.5	-5						10	5	0	-10	-20			
	II 品質	5	2.5	0	-2.5	-5						15	7.5	0	-12.5	-25			
	III 出来ばえ											5	2.5	0	-5				
4 工事特性	I 施工条件等への対応																		
5 創意工夫	I 創意工夫																		
6 社会性等	I 地域への貢献等						10	5	0										
7 加減点計	点					点					点								
8 評定点計	点 (65+加減点)×0.4					点 (65+加減点)×0.2					点 (65+加減点)×0.4								
9 法令遵守等						点													
10 評定点合計	点					[8. 評定点計(点)-9. 法令遵守(点)]													
(所見)																			

年 月 日

工 事 遅 延 検 査 依 頼 遅 延 理 由	
そ の 他 申 入 事 項	

※ 太枠内は記入しないこと。

検 査 希 望 日	① 令 和 年 月 日 ② 令 和 年 月 日
-----------	-------------------------

検 査 日	令 和 年 月 日 時 ～
-------	---------------

	契 約 工 期		実 工 期		主 管 課			契 約 検 査 課			計
	年 月 日	契 約 工 期 末 年 月 日	年 月 日	工 事 完 了 日 年 月 日	主 管 課 確 認 日 年 月 日	是 正 完 了 日 年 月 日	工 事 完 成 通 知 日 年 月 日	完 成 検 査 日 年 月 日	手 直 し 完 了 報 告 日 年 月 日	再 検 査 日 年 月 日	
業 者 責 任 日 数											
市 責 任 日 数											

所 見

細目別評定点採点表

工事名					
評 定 項 目	細 別	①監督職員	②主任監督職員	③検査職員	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9= 点			点 3.3点
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9= 点			点 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9= 点		() × 0.4 + 6.5= 点	点 13.0点
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9= 点	() × 0.2 + 3.2= 点		点 8.1点
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9= 点	() × 0.2 + 3.3= 点		点 8.8点
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9= 点			点 3.7点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8= 点		() × 0.4 + 6.5= 点	点 14.9点
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9= 点		() × 0.4 + 6.5= 点	点 17.4点
	III. 出来ばえ			() × 0.4 + 6.5= 点	点 8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3= 点		点 7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9= 点			点 5.7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2= 点		点 5.2点
7. 評定点計					点 100.0点
8. 法令遵守等			() × 1.0= 点		
				評定点合計	点 100点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 各評定点は小数点第1位まで記入し、評定点合計は四捨五入により整数とする。

様式－ 4

手直し工事指示書

年 月 日

(あて先) 工事主管課長

契約検査課長

下記工事の検査の結果、つぎの手直し事項について、指示します。

記

工 事 名 _____

受 注 者 _____

完成通知日 _____ 年 月 日 検 査 日 _____ 年 月 日

手直し期限 _____ 年 月 日

検 査 職 員 _____

手直し事項

様式－5

手直し工事完了報告書

年 月 日

(あて先) 契約検査課長

工事主管課長

下記のとおり、手直し工事の完了を確認したので、報告します。

記

工 事 名

受 注 者

手直し完了日 年 月 日

主任監督職員

監督職員

手直し事項

様式－ 6

工事出来高検査調書

年 月 日

(あて先) 八 尾 市 長

契約検査課長

下記の工事を検査した結果、契約書等に適合するものと認めます。

記

工 事 名			
契 約 工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
受 注 者			
契 約 金 額	¥	出 来 高 率	%
今 回 ま で の 出 来 高	¥	・ 部分払 ・ 契約解除	
検 査 日			
検 査 職 員			

様式－ 7

工事部分完成検査報告書

年 月 日

(あて先) 八 尾 市 長

契約検査課長

工 事 名 _____

工 事 場 所 _____ 八尾市

受 注 者 _____

請 負 金 額 _____ 全体請負金額（部分引渡しに係る請負金額）

上記工事は、部分完成検査の結果、次の部分について契約書、設計図書等に適合するものと認めたので報告します。

完 成 検 査 済 部 分		
検 査 日	年 月 日	
検 査 職 員		

様式－ 8

工事完成検査調書

年 月 日

(あて先) 八 尾 市 長

契約検査課長

下記工事は、検査の結果、契約書及び設計図書等に適合するものと認めます。

記

工 事 名 _____

工 事 場 所 _____ 八尾市 _____

工 期 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日 _____

受 注 者 _____

請 負 金 額 _____ ￥ _____

検 査 日 _____ 年 月 日 _____

検 査 職 員 _____

様式－ 9

工事成績報告書

年 月 日

(あて先) 八 尾 市 長

契約検査課長

工 事 名			
受 注 者			
請 負 金 額	¥	検 査 日	
検 査 職 員		立 会 者	

上記工事の検査評定成績を、次のとおり報告します。

評 定 項 目	細 別	評定点／満点	
1. 施 工 体 制	I. 施工体制一般		3.3
	II. 配置技術者		4.1
2. 施 工 状 況	I. 施工管理		13.0
	II. 工程管理		8.1
	III. 安全対策		8.8
	IV. 対 外 関 係		3.7
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出 来 形		14.9
	II. 品 質		17.4
	III. 出 来 ば え		8.5
4. 工 事 特 性	I. 施工条件への対応		7.3
5. 創 意 工 夫	I. 創 意 工 夫		5.7
6. 社 会 性 等	I. 地域への貢献等		5.2
7. 評 定 点 計			100.0
8. 法 令 遵 守 等 (減点のみ)			
評 定 点 合 計			100

様式－10

工事指示書

年 月 日

(あて先) 工事主管課長

契約検査課長

工 事 名	
工 事 場 所	八尾市
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
受 注 者	

この工事の随時検査の結果、つぎの事項について指示します。

指 示 事 項	
検 査 日	年 月 日
検 査 職 員	

様式－11

第 年 月 日 号

(受注者) 商号又は名称
代表者氏名 様

八尾市長

工事出来高検査結果通知書

下記の工事について、出来高検査の結果を通知します。

記

1 工 事 名

2 請 負 金 額 ￥

3 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

4 出来高検査日 年 月 日

5 検 査 結 果

6 出来高金額 ￥

7 出 来 高 率 %

様式－12

第 年 月 日 号

(受注者) 商号又は名称
代表者氏名 様

八尾市長

工事部分完成検査結果通知書

下記の工事について、部分完成検査の結果を通知します。

記

1 工 事 名

2 請 負 金 額 ￥

3 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

4 部分完成検査日 年 月 日

5 検 査 結 果

様式－13

第 年 月 日 号

(受注者) 商号又は名称
代表者氏名 様

八尾市長

工事完成検査結果通知書並びに工事成績評定通知書

下記の工事について、検査の結果並びに八尾市建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑義があるときは、この書面の通知を受けた日から起算して14日（閉庁日を除く。）以内に、当職に対して、その旨を付した書面により説明を求めることができます。

記

1 工 事 名

2 請 負 金 額 ¥

3 工 期 年 月 日～ 年 月 日

4 完成検査日 年 月 日

5 検 査 結 果

6 成 績 評 定 評定点 点 （項目別評定点は、別表1のとおり）

別表 1

項 目 別 評 定 点

評 価 項 目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 14.9 点
	II. 品質	／ 17.4 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 評定点計		／100.0 点
8. 法令遵守等（減点のみ）		
評 定 点 合 計		／100 点

様式－14

第 年 月 日 号

(受注者) 商号又は名称
代表者氏名 様

八尾市長

工事完成検査結果通知書

下記の工事について、検査の結果を通知します。

記

1 工 事 名

2 請 負 金 額 ¥

3 工 期 年 月 日～ 年 月 日

4 完成検査日 年 月 日

5 検 査 結 果

参考様式－ 1

工事是正指示書

年 月 日

(受注者)

様

工事主管課長

下記の事項に関して早急に是正し、期限までに報告してください。

記

工事名

主任監督職員

監督職員

是正報告期限

年 月 日

指示内容

参考様式－ 2

手直し工事完了届

年 月 日

(所属長)

様

(受注者)

工事是正指示書の指示内容について、是正しましたので下記のとおり報告します。

記

工事名

現場代理人

主任技術者(監理技術者)

是正内容

参考様式－ 3

年 月 日

(あて先) 契約検査課長

工事主管課長

工事検査省略依頼

下記の工事について、工事検査の省略を依頼します。

工 事 名	
工 事 場 所	八尾市
工 事 業 種	
受 注 者	
請 負 金 額	¥
契 約 工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
適 用 条 項	八尾市建設工事検査要綱第4条第1項(1)ただし書
理 由	
工 事 概 要	

添付資料：位置図

受 付 日	年 月 日
-------	-------

参考様式－ 4

年 月 日

(あて先) 契約検査課長

工事主管課長

設計審査省略依頼（工事）

下記の工事について、設計審査の省略を依頼します。

工 事 名	
工 事 場 所	八尾市
工 事 業 種	
設 計 金 額	¥
予 定 工 期	契 約 予 定 日 ～ 年 月 日
適 用 条 項	八尾市建設工事検査要綱第5条第1項（1）ただし書
理 由	
工 事 概 要	

添付資料：位置図

受 付 日	年 月 日
-------	-------